

「我が家の犬・猫写真コンクール」の実施について

動物の適正飼育管理の意識高揚ならびに愛護思想の普及を図るため募集します。

主催・作品の送付先

実施方法

公益財団法人千葉県動物管理協会 ☎043-214-7814(〒260-0001 千葉市中央区都町6-2-15)

優秀作品を9月14日～28日の「動物愛護週間」に行われるイベント会場に展示し、主催の機関紙「動管協だより」に掲載するとともに、表彰を行う。

応募方法



- 1. 応募作品** 応募者の飼育している犬・猫の写真3枚までとし、しつけなど適正飼育についてのコメントを原稿用紙(400字詰め)1枚以内にまとめたものを対象とする。写真サイズは、L判(通称サービス版)とし、すべての写真の裏面に住所・氏名・電話番号を記載すること。
- 2. 応募資格** 千葉県在住の人(プロ、アマ、年齢不問)
- 3. 募集期間** 7月1日(火)～8月15日(金)
- 4. 作品審査** 取材の委嘱した人による審査会において審査する。
- 5. 表彰作品** 理事長賞15点以内とし、賞状および副賞を授与する。
- 6. 表彰会場** 動物愛護週間に開催するイベント会場などで行う。
- 7. その他** 作品は返却しない。著作権は主催に帰属する。

公益財団法人千葉県動物愛護管理協会 ☎043-214-7814

「放置等LPガス容器撲滅運動」を実施します！

屋外に放置され所有者が不明となったLPガス容器や、ご家庭で不要になったLPガス容器による、転倒事故や漏えいなどの災害事故の防止と、LPガス容器を利用した犯罪を防止するため、LPガス容器を回収します。

回収の対象や回収方法などの詳細については、県LPガス協会へご連絡ください。

対 象

LPガス容器(2kg、5kg、10kgなど)
カセットボンベやキャンプ用のOD缶などは対象外です。

回収日程

7月1日(火)～9月1日(月)
10:00～16:00 ※土・日・祝日を除く

料 金

無料

危険！放置ボンベ！！

放置ボンベを発見したらご連絡ください



放置等LPガス容器撲滅運動

令和7年7月1日(火)～9月1日(月)

公益財団法人千葉県LPガス協会

放置ボンベは腐食して破裂する可能性があります。不用意に「近づかない、触らない」で下さい。

燃ると破裂するかも…

県内に設置された所有者が不明となったLPガス容器や、ご家庭で不要となったLPガス容器による「転倒事故」や「漏えい」などの災害事故防止と、LPガス容器を利用した犯罪を防止するため、LPガス容器を回収します。

回収できる容器の一覧

2kg用	5kg用	10kg用
------	------	-------

LPガス容器の回収は、可燃物と一緒に回収してはなりません。

可燃物と一緒に回収してはなりません。

回収の対象や回収方法などの詳細については、下記へご連絡ください。

公益財団法人千葉県LPガス協会 ☎0120-122-128

千葉県庁内(〒260-0024) ☎043-214-7814(内線1131)

千葉県庁内(〒260-0024) ☎043-214-7814(内線1131)

(公社)千葉県LPガス協会 ☎043-246-1725 ☎0120-122-128

東庄町内で住宅を取得した方へ 最大100万円の補助金を 交付します

町では、定住の促進と地域経済の活性化を目的として、町内に定住の意思をもって住宅の取得(新築または空き家などの購入)をした人に、補助金を交付します。

●補助額

●加算額

住宅の取得に対して定額 30万円

町外からの転入者 30万円

40歳未満の方 20万円

町内業者が施工する場合 20万円

●補助対象条件

1) 対象者

- 申請した住宅に居住し、町に住所を有していること。
- 5年以上継続して居住すること。
- 世帯全員に市区町村の税金に滞納がないこと。
- 自治会(区など)に加入していること。
- 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。

2) 対象住宅

- 町内に新たに建築された居住の用に供する建物であること。
- 居住の用に供する面積が70㎡以上であること。
- 中古住宅の場合、3親等内の親族から購入などをしたものでないこと。
- 中古住宅の場合、居住面積が70㎡以上の建物で、その購入価格が300万円以上であること。

●申請期限 交付対象住宅の取得後1年以内

まちづくり課 都市計画係 ☎86-6078

戸籍に氏名のフリガナを記載する制度が始まりました

これまで、戸籍には氏名のフリガナは記載されておらず、法律上の根拠がありませんでしたが、「行政サービスのデジタル化の促進」や「本人確認情報としての利用」を図るため、令和7年5月26日より戸籍に氏名のフリガナが記載されることとなりました。

また、名のフリガナについては「氏名として用いられる文字の読み方として、一般に認められているものでなければならない」というルールが設けられました。

今後は、次の方法で順次、戸籍に氏名のフリガナが記載されます。
8月頃までに本籍地市区町村から確認用の通知書が届きますので、必ず確認をお願いします。

	すでに戸籍に書かれている方	これから戸籍に記載される方
ステップ1	「通知書(フリガナ確認はがき)」の確認 (本籍地市町村から届きます)	出生届でフリガナを届出
	通知には戸籍に記載する予定のフリガナが記載されています。 ●確認内容 通知されたフリガナが正しいか確認します。 ●通知が届く時期 東庄町が本籍の方へは、8月上旬通知予定です。時期は本籍地により異なります。	出生届書のフリガナ欄へ記入し、フリガナを届け出ます。 ●出生届出の期間 出生から14日以内 ●フリガナのルール 「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められるものでなければならない」というルールが設けられました。 ※確認のため、資料などを提出いただく場合があります。 ※詳細は法務省HPをご確認ください。
ステップ2	通知されたフリガナが誤っていた場合	 法務省フリガナHP ▶
	正しいフリガナの届出をしてください。 ●届出方法 マイナポータル(オンライン)・郵送・窓口 ●届出期間 令和8年5月25日まで 届出方法は広報8月号で詳しくお知らせします。	
ステップ3	通知されたフリガナが正しい場合	
	・届出は必要ありません。 ⇒1年後に戸籍に記載され、住民票にも記載されます。 ・早期にフリガナの証明(フリガナが記載された戸籍証明や住民票)が必要な方は、フリガナの届出をすることが可能です。	
注意事項	届出したフリガナが戸籍に記載された後、変更する場合は、家庭裁判所の許可が必要となります。	
問合せ先	法務省 フリガナ専用コールセンター ☎0570-05-0310	

マイナンバーカードの窓口

マイナンバーカードの
申請サポート、受取、更新の方は
なるべく事前の電話予約をお願いします。



●マイナンバーカードのお手続き窓口

平日	9:00～12:00	13:00～16:45
毎週水曜日(延長窓口)	9:00～12:00	13:00～18:30
休日臨時交付窓口	7月27日(日)	9:00～12:00 ※証明書の発行や、届出の受付はしていません。

町民課 町民係(マイナンバーカード専用窓口) ☎86-4081(平日8:30～17:15)